

広島県告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・五・二号湊土井線

三 事業施行期間

平成二十二年一月二十五日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県尾道市因島三庄町土井、光田及び江口地内

使用の部分

なし